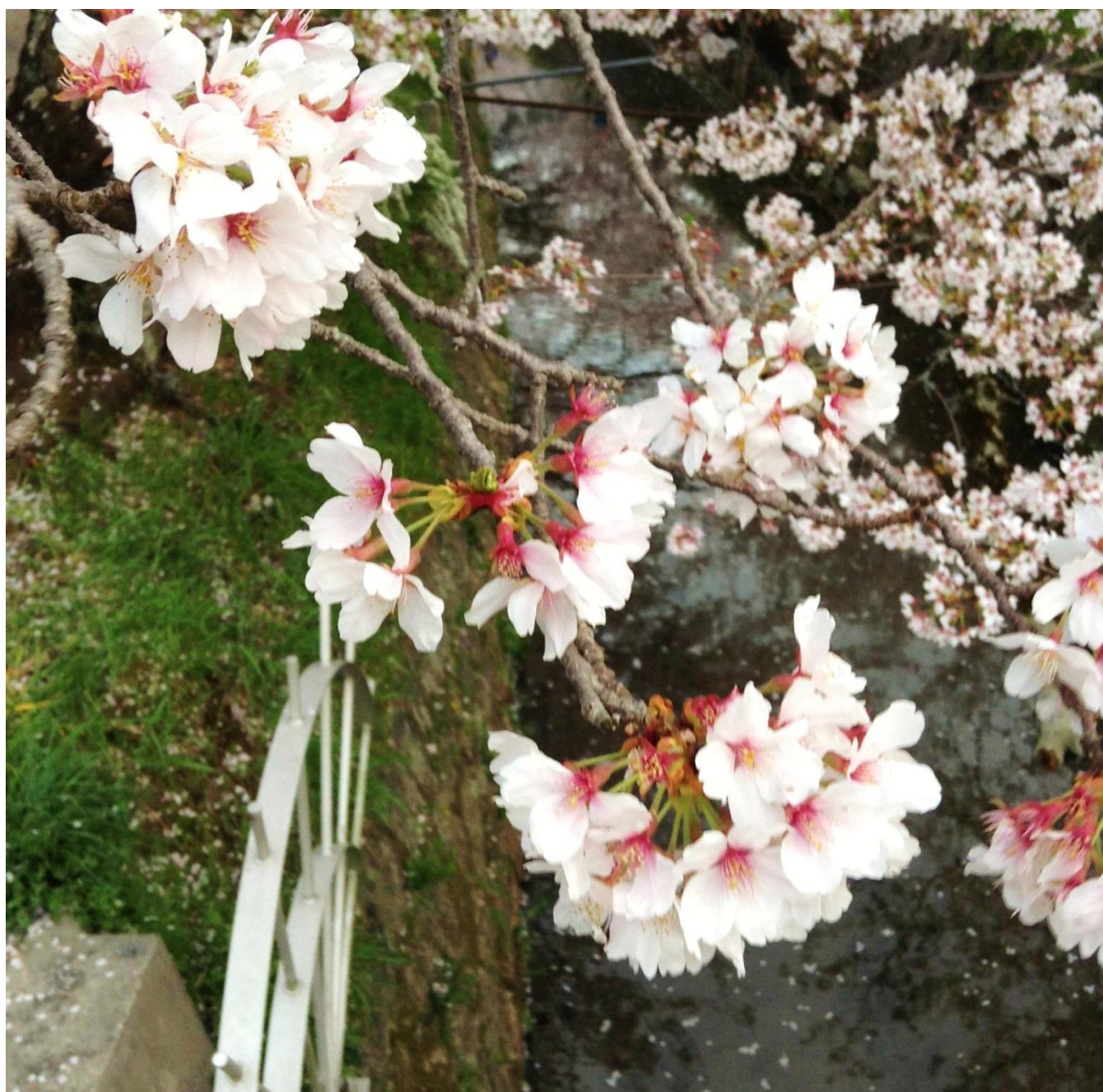


Asian Journal of
**HUMAN
SERVICES**

Printed 2013.0430 ISSN2186-3350

Published by Asian Society of Human Services

*A*pril 2013
VOL. **4**



Asian Society of Human Services

REVIEW ARTICLE

障害乳幼児教育・保育の現状と課題

—特別支援学校幼稚部を中心に—

Present Condition and the Subject of Infants with Disabilities Education and Childcare

- Focus to Schools for Special Needs Education Kindergarten Section -

児嶋 芳郎¹⁾ (Yoshio KOJIMA)

1) 特定非営利活動法人発達保障研究センター

NPO Hattatsuhosyo Research Center

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-15-10 西早稲田関口ビル 4F 全障研内

hajiwatapapa@gmail.com

ABSTRACT

本稿では、就学前の障害幼児に対する保育・教育制度及び現状について、特別支援学校幼稚部を中心に概観し、就学前の障害幼児に対する保育・教育は、現状ではまだまだ不十分な状況にあること、そして特別支援学校幼稚部は特に貧困な状況であることを述べた。また、特別支援学校幼稚部における課題について若干の考察を加えた。そこでは、特別支援学校幼稚部の現状を改善するためには、単純に幼稚部の設置だけを求めるのではなく、特別支援学校自体を増設することとあわせて、幼稚部の設置を進めていく必要があること、幼稚園にも特別支援学級や「通級による指導」を設置できるような制度的改正が必要であること、義務教育段階以外の場での、教員配置の基準を設ける必要があることを指摘した。そして、現状では特別支援学校には障害幼児に対する専門性が不足しており、また一般の幼稚園教諭も専門性が不十分であり、「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」のために、特別支援学校における障害幼児への専門性の向上は、早急に解消しなければならない課題であることを指摘した。

Received
February 10, 2013

Accepted
March 6, 2013

Published
April 30, 2013

In this paper, it surveyed focusing on schools for special needs education kindergarten section about the childcare and the educational system to infants with disabilities before entering school, and the present state. From the result, it was said that it is in a situation with the childcare and education still insufficient under the present circumstances to infants with disabilities before entering school, and that schools for special needs

education kindergarten section is in an especially poverty situation. Moreover, some consideration was added about the subject in schools for special needs education kindergarten section. There, in order to improve the present condition of schools for special needs education kindergarten section, it did not ask only for installation of the kindergarten section simply, but described that it is necessary to advance installation of a kindergarten section in accordance with extending the schools for special education itself. And it was said that institutional revision which can install a special support class etc. also in a kindergarten is required. In addition, it pointed out that it was necessary to establish the standard of teacher arrangement at places other than a compulsory education stage. Moreover, under the present circumstances, the speciality nature to infants with disabilities was insufficient for schools for special needs education, and it pointed out those ordinary kindergarten teachers also had insufficient speciality nature. The improvement in the speciality nature to infants with disabilities in schools for special needs education pointed out to the last that it was a subject which must be canceled immediately for "promotion of special needs education for an inclusive education system configuration."

<Key-words>

障害幼児, 就学前, 特別支援学校幼稚部, 専門性, インクルーシブ教育システム
infants with disabilities, before entering school, schools for special needs education
kindergarten section, speciality nature, inclusive education system

Asian J Human Services, 2013, 4:121-136. © 2013 Asian Society of Human Services

I. 問題の所在と研究の目的

2007 年度より、学校教育法等の改正により、それまでの「特殊教育」は「特別支援教育」へと変更された。この改正により、学校教育法第 81 条には「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする」との文言が追加され、同条第 2 項にはその対象者として、①知的障害者、②肢体不自由者、③身体虚弱者、④弱視者、⑤難聴者、⑥その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの、が挙げられている。

このように、通常の幼稚園においても、①～⑥の障害のある幼児に対して「障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う」ことが求められるようになったのである。

一方、学校教育法第 81 条第 2 項では、「小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる」とされているが、ここでは幼稚園は除外されており、幼稚園においては障害のある子どもだ

けで構成される学級（集団）をつくることができない。

あわせて、学校教育法施行規則第 140 条では、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、...特別の教育課程によることができる」とし、「各号」として、①言語障害者、②自閉症者、③情緒障害者、④弱視者、⑤難聴者、⑥学習障害者、⑦注意欠陥多動性障害者、⑧その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なものを挙げている。

これは、いわゆる「通級による指導」に対する規定であるが、この「通級による指導」においても、幼稚園は（ここでは高等学校も）除外されているのである。

しかし、中央教育審議会初等中等教育分科会が 2012 年 7 月 23 日に発表した「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会, 2012）（以下、「報告」）では、「1.共生社会の形成に向けて」において、「個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要である」としている。「幼児」としていることから、「多様な学びの場」を用意するのは、就学前の段階も対象となるであろうし、そこには幼稚園も含まれると考えられるであろう。

「報告」で示されている「連続性のある『多様な学びの場』」とは、「ほとんどの問題を通常学級で対応」→「専門家の助言を受けながら通常学級」→「専門的スタッフを配置して通常学級」→「通級による指導」→「特別支援学級」→「特別支援学校」→「自宅・病院における訪問学級」というものである。

しかし、幼稚園においては、「通級による指導」も「特別支援学級」も設置することができない。そのような現状の中で、唯一就学前の段階にも設置できるのが「特別支援学校幼稚部」である。学校教育法第 76 条第 2 項では、「特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要がある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる」とされている。だが、同条第 1 項で「特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない」とされている義務教育段階の学部の必置規定に比べれば弱い規定である。

このように、いうなれば文部科学省の管轄の教育機関として就学前の障害幼児を受け入れることができる場は、通常の幼稚園と特別支援学校幼稚部だけである。しかし、その他にも障害幼児を受け入れる場としては、厚生労働省の管轄の各種の療育機関及び保育所がある。障害幼児は、このように大きく二つに分類できる場において対応されているということができよう。

先行研究では、幼稚園や保育所における特別な支援については検討されており（たとえば、渡邊・大伴・濱田・小笠原・田中, 2009）、また療育機関における実態などについても言及されている。しかし、障害幼児のニーズに対して「特別」な対応を行う唯一の場である特別支援学校幼稚部に対して検討しているものは少ない。

そこで本稿では、まず障害乳幼児に対する教育・療育の現状を概括するとともに、特別支援学校幼稚部、しかも知的障害、肢体不自由、病弱の三つの障害種を対象とするものを中心にその状況を明らかにする。あわせて、障害幼児を受け入れる場が、どのような指針の上に指導を行っているのかを概観する。その上で、現在の特別支援学校幼稚部が抱える課題に対して若干の考察を加える。このような作業を通して、障害幼児の教育のあり方に対して、一つの方角性を提起することが、本稿の目的となる。

II. 保育所・幼稚園・特別支援学校幼稚部の制度と状況

ここでは、まず通常の保育所及び幼稚園、特別支援学校幼稚部の制度と状況について概観する。

1. 保育所における障害児保育の制度と現状

保育所における障害児保育の制度については、藤上（2013）が概括しているが、1974 年 12 月に厚生省（当時）から「障害児保育事業の実施について」の通知が出され、「障害児保育実施要綱」に基づいて始まっている。当初の保育所における障害児保育の対象は、「保育に欠ける」「4 歳以上の軽度」の障害児に、しかも受け入れるのは「定員が 90 名以上で、障害児がその 1 割程度に及ぶところ」と限定されていた。しかし、1978 年 6 月に出された「保育所における障害児の受入れについて」の通知により、年齢規定が取り払われ、障害の程度も「中程度まで」となり、受け入れ人数も「それぞれの保育所において障害児と健常児との集団保育が適切に実施できる範囲内の人数」とされた。あわせて、国の助成の対象となるのは、特別児童扶養手当の支給対象児とされた。その後、1989 年度からは国の特別保育事業の中に「障害児保育事業」として位置づけられ、1998 年度からは「障害児保育対策事業実施要綱」に基づき、2002 年度まで実施されていた。その対象は「保育に欠ける」障害児であり、「集団保育が可能で日々通所できるもの」で、特別児童扶養手当の支給対象児（おおむね中程度以上、身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A・B）であった。この制度では障害児一人あたり月額 7 万 5,460 円（2002 年度）の人件費への補助金が支給されていたが、2003 年度からこの事業は補助金制度から一般財源化され、特別児童扶養手当支給対象児 4 人につき保育士 1 人の配置を地方財源措置とした。2007 年度からは軽度の発達障害児も対象になり、特別な支援が必要な児童 2 人に対して保育士 1 の配置と変更され、2009 年度からは人口 10 万人あたり 3,700 万円の地方交付税措置がされている。

厚生労働省「全国児童福祉主管課長会議資料」（厚生労働省、2012a）によれば、2010 年度に、全国の保育所が受け入れている障害児（軽度の発達障害児を含め）は 4 万 5,369 人である。そのうち特別児童扶養手当の支給対象である障害児は 1 万 1,080 人となっている。

2007 年度の全障害児の数は 3 万 5,157 人、うち特別児童扶養手当の支給対象である障害児は 1 万 749 人であったことを見ると、全体では 3 年間で約 1 万人増えているが、それは軽度の発達障害児の受け入れが進んでいるためである。これは、2007 年度より制度的背景をもってスタートした「特別支援教育」によって、就学前の機関においても、発達障害児の存在がクローズアップされたことも影響しているのではないかと考える。

また、特別児童扶養手当の支給対象である障害児を受け入れている保育所の数は 7,221 カ所であり、平均すると 1 カ所に 1~2 人の障害児が在籍していることになる。

2. 幼稚園における障害児教育の制度と現状

上述のように、幼稚園には、特別支援学級及び「通級による指導」の場を制度上設置することはできず、また藤上 (2013) が指摘するように、国によるその他の制度も明確にはない。市の補助金制度として、私立幼稚園に特別支援教育の補助費を出しているところもあるだけである。この市による制度は 1974 年にできたもので、伊勢田 (2003) によれば、1972 年には障害幼児を受け入れていた幼稚園は 29 園、幼児数は 143 人であったのが、私立幼稚園において 10 名以上の障害幼児を受け入れた場合に補助金が出るようになったことの影響もあり、1980 年には障害幼児を受け入れる幼稚園が 4,472 園、在籍幼児 1 万 512 人にもなったという。

では、現在の通常の幼稚園にはどのぐらいの障害児が学んでいるのであろう。

平成 24 年度の学校基本調査 (文部科学省, 2012) によれば、全国にある幼稚園は 1 万 3,170 園 (国立 49、公立 4,924、私立 8,197) であり、そこに 160 万 4,225 人が在籍している。幼稚園に在籍している障害児の数は明確ではないが、ここでは佐久間・田部・高橋 (2011) による全国の公立幼稚園への「特別な配慮を要する幼児の実態」に関する調査の結果から推計してみる。

佐久間らの調査では、「特別な配慮を要する幼児のなかでも発達障害幼児 (LD、ADHD、高機能自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、知的障害) の幼児が公立幼稚園に 4.4% 在籍しているとされている。上述の厚生労働省「全国児童福祉主管課長会議資料」(厚生労働省、2012a) を見ると、全国の保育所が受け入れている発達障害児を含めた障害幼児が 4 万 5,369 人で、そのうち特別児童扶養手当の支給対象である障害児が 1 万 1,080 人であり、約 4 分の 1 となる。この数字をあてはめると、幼稚園には約 1% の知的障害・肢体不自由の障害幼児が在籍していると考えられる。現在、幼稚園には約 160 万人の幼児が在籍しており、そのうちの 1%、約 1 万 6,000 人が障害幼児であると推計される。

全国保育団体連絡会編『保育白書 (2012 年版)』(全国保育団体連絡会編, 2012) によれば、4 歳以上の子どもの 54.2% が幼稚園に、41.4% が保育所に通っているとされており、このことを踏まえれば、幼稚園に在籍する障害児が約 1 万 6,000 人というのは妥当な数字ではないかと考える。

しかし、この幼稚園に在籍する障害児は、市による補助金制度はあるとしても、国による明確な制度的裏づけをもった支援を受けることができていないのである。

3. 障害児療育の制度と現状

就学前の障害児は保育所・幼稚園だけに在籍するのではなく、専門的な施設に通っている場合も多い。ここでは、障害児療育の制度とそこに通っている子どもたちの現状について概括する。

在宅の就学前の障害児が通う専門施設には、これまで「知的障害児通園施設」「肢体不自由児通園施設」「難聴幼児通園施設」「児童デイサービス」があった。しかし、2010 年 12 月の「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間

において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(いわゆる、障害者自立支援法の一部改正法)によって、児童福祉法の一部が改正されたことにもなっており、2012年4月より、障害児通園施設の障害種別をなくし一元化された。また、知的障害児通園施設と難聴幼児通園施設、児童デイサービスが児童発達支援センター及び児童発達支援事業に、医師や看護師、理学療法士等が配置されていた肢体不自由児通園施設が、主として医療型児童発達支援センターへと制度が改正された(中村, 2013)。

現在、上述の制度は移行期間中であり、ここでは平成23年度の各施設等の状況を見てみる。

厚生労働省「平成23年社会福祉施設等の調査の概況」(厚生労働省, 2012b)によると、全国で、知的障害児通園施設は256カ所、在所要者数1万1,174人、肢体不自由児通園施設は97カ所、在所要者数2,706人、難聴幼児通園施設は23カ所、在所要者数893人、児童デイサービス事業は1,816カ所で利用者実人員が6万4,483人となっている(児童デイサービスには、学齢児の「放課後活動」を行っているところも含まれており、その利用者数も合計されていることに注意が必要である)。上述の通園施設等を利用している障害児の数を合計すると約8万人となる。

「平成17年度知的障害児(者)基礎調査の概要」(厚生労働省, 2007)の結果によると、就学前の知的障害児の日中活動の場としては通園施設等が29.8%であり、また「平成18年身体障害児・者実態調査」(厚生労働省, 2008a)の結果によると、身体障害児の日中活動の場としては通園施設等が14.8%となっている。また、知的障害児の34.4%、身体障害児の35.9%が、どの場にも通わず自宅ですごしている。

このことの背景にはどういった要因があるのか。海老原(2013)は、「全国的に見ると、乳幼児期に専門施設を利用しない障害児はたくさん存在します。しかしそれはニーズがないというわけではなく、近くに利用できる施設がないとか、利用できる療育や制度に関する情報が十分伝わっていないことによるものです。ニーズにもとづき、利用できる施設や機能を充実させ、日本全国どこに住んでいても、どのような障害があっても、必要な療育や制度が受けられる諸条件の整備を進めれば、地域で豊かな発達と自立を支える基盤を厚くすることができ」としている。

障害児が通う専門施設は、まだまだ不十分な整備状況にあるということができるであろう。

4. 特別支援学校幼稚部の現状

海老原(2013)は、「何らかの障害やそのおそれのある子どもたち」が、医療機関、乳幼児健診等のあとに通う場の一つとして特別支援学校幼稚部を挙げている。先行研究では特別支援学校幼稚部の状況を明らかにしたものはない。ここでは、その現状について概観する。

「特別支援教育資料(平成23年度)」(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課, 2012)によれば、全国で幼稚部を設置している特別支援学校(国・公・私、分校を含む)は172校である。特別支援学校の総数が1,049校であり、設置率は16.4%である。幼稚部を設置している172校の特別支援学校のうち、国立(国立大学附属)が5校、公立154校、私立5校、分校(すべて公立)8校となっている。

172校の内訳を見ると、単一の障害を対象とする特別支援学校の148校に幼稚部が設置さ

れており、複数の障害を対象とする特別支援学校が 24 校となっている。

単一の障害を対象とする特別支援学校のうち、視覚障害が 46 校（視覚障害のみを対象とする特別支援学校の 69.7%に設置）、聴覚障害が 85 校（聴覚障害のみを対象とする特別支援学校の 93.4%に設置）となっており、これだけで全体の約 7 割強となっている。

また、知的障害が 9 校（知的障害のみを対象とする特別支援学校の 1.8%に設置）、肢体不自由が 8 校（肢体不自由のみを対象とする特別支援学校の 5.8%）であり、病弱のみを対象とする特別支援学校には幼稚部は設置されていない。

複数の障害を対象とする特別支援学校で幼稚部が設置されている 24 校の内訳を見ると（複数の障害種を対象とする特別支援学校は 202 校であり、幼稚部の設置率は 11.9%）、「視・知」1 校、「視・病」1 校、「聴・知」6 校、「知・肢」3 校、「肢・病」3 校、「視・肢・病」1 校、「聴・知・病」1 校、「知・肢・病」2 校、「聴・知・肢・病」1 校、「視・聴・知・肢」1 校、「視・聴・知・肢・病」4 校である。

在籍幼児数は、全体で 1,543 人（男子 854 人、女子 689 人）であり、国立が 69 人、公立 1,434 人、私立 40 人となっている。そのうち、視覚障害のみを対象とする特別支援学校幼稚部の在籍幼児数が 218 人、聴覚障害のみが 1,115 人であり、これだけで全体の 9 割近くになる。

以下、知的障害、肢体不自由、病弱に限定して、特別支援学校幼稚部の現状を概観する。

(1)知的障害特別支援学校幼稚部の現状

知的障害のみを対象とした特別支援学校で幼稚部を設置しているのは 9 校（そのうち国立が 3 校、公立 4 校、私立 2 校）であり、学級数は 18、在籍幼児数は 60 人となっている。

設置している特別支援学校を列举すると、国立が筑波大学附属大塚特別支援学校、筑波大学附属久里浜特別支援学校、東京学芸大学附属特別支援学校、公立が愛知県立春日台養護学校、香川県立香川中部養護学校、沖縄県立美咲特別支援学校、沖縄県立西崎特別支援学校、私立が旭出学園、愛育養護学校である。

公立のみで見た場合、設置校数は 4 校、学級数は 6、在籍幼児数は 25 人となっている。

単純に比較はできないが、知的障害のみを対象とする特別支援学校の小学部には 1 万 8,506 人が在籍していることを考えると、小学部に比べて 0.3%の幼児のみしか幼稚部には在籍していないのである。

(2)肢体不自由特別支援学校幼稚部の現状

肢体不自由障害のみを対象とした特別支援学校で幼稚部を設置しているのは 8 校であり、すべてが公立である。学級数は 18、在籍幼児数は 47 人となっている。

設置している特別支援学校を列举すると、北海道旭川養護学校、山形県立ゆきわり養護学校、愛知県立一宮養護学校、加古川市立加古川養護学校、神戸市立垂水養護学校、鳥取県立皆生養護学校、熊本県立松橋東支援学校、大分県立別府支援学校鶴見校である。

これも単純に比較はできないが、肢体不自由のみを対象とする特別支援学校の小学部には 5,692 人が在籍しており、小学部に比べて 0.8%の幼児のみしか幼稚部には在籍していないことになる。

(3)複数の障害種を対象とする特別支援学校幼稚部の現状

上述したが、病弱のみを対象とした特別支援学校には幼稚部は設置されていない。ここで

は、視覚障害、聴覚障害をのぞいた、複数の障害種を対象とする特別支援学校幼稚部の状況について見る。

「知・肢」を対象とする特別支援学校で幼稚部を設置しているのは3校であり、学級数は3、在籍幼児数は7人である。設置している特別支援学校を列举すると、千葉県立銚子特別支援学校、沖縄県立名護特別支援学校、沖縄県立島尻特別支援学校である。「知・肢」を対象とする特別支援学校の小学部には5,717人が在籍しており、比べると0.1%となる。

「知・病」を対象とする特別支援学校で幼稚部を設置しているところはない。

「肢・病」を対象とする特別支援学校で幼稚部を設置しているのは3校であり、学級数は7、在籍幼児数は13人である。設置している特別支援学校を列举すると、北海道手稲養護学校、神戸市立友生養護学校、愛媛県立しげのぶ特別支援学校である。「肢・病」を対象とする特別支援学校の小学部には677人が在籍しており、比べると1.9%となる。

「知・肢・病」を対象とする特別支援学校で幼稚部を設置しているのは2校であり、学級数は2、在籍幼児数は5人である。設置している特別支援学校を列举すると、福井県立嶺南西養護学校、福井県立嶺南東養護学校である。「知・肢・病」を対象とする特別支援学校の小学部には956人が在籍しており、比べると0.5%となる。

ここで、知的障害、肢体不自由、病弱の3つの障害種に対応する特別支援学校幼稚部の状況を総括すると、設置している特別支援学校数は25校、学級数は48、在籍幼児数は132人、小学部の在籍者（3万1,548人）と比べると0.4%となる。

明らかに、幼稚部の設置校数、在籍幼児数ともに少ないことがわかる。

Ⅲ. 保育所保育指針及び幼稚園教育要領、特別支援学校幼稚部教育要領の記述

これまで、保育所及び幼稚園、特別支援学校幼稚部の制度的背景と現状について見てきた。

このような状況の中、具体的にはどのような指針をもって、保育所及び幼稚園、特別支援学校幼稚部では障害児への保育・教育を行おうとしているのか。以下、それぞれについて概観する。

1. 保育所保育指針及び保育所保育指針解説書の記述

まず、保育所保育指針及び保育所保育指針解説書における障害児への保育についてである。

現在の「保育所保育指針—平成20年告示」（厚生労働省、2008b）は、2009年4月1日より適用されている。「3 保育の原理」の「(1) 保育の目標」には、「ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行われなければならない」とされている。その上で、(ア)～(カ)の6つの目標が示されている。

6つの目標については、「保育所保育指針解説書」（厚生労働省、2008c）では、「(ア)が養護に関わる目標であり、(イ)以下は、教育の内容の5領域に照らし合わせ、(イ)が「健康」、(ウ)が「人間関係」、(エ)が「環境」、(オ)が「言葉」、(カ)が「表現」に関わる目標」であることが示されている。つまり、保育の目標は、養護と教育に大きくわけることができ、しかも教育

においては幼稚園と共通のものであるとされているのである。

「保育所保育指針」において、障害児に対して直接言及している部分は、「第4章 保育の計画及び評価」の「1 保育の計画」の「(3) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項」である。ここには「ウ 障害のある子どもの保育」が示されており、「(ア)障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること」、「(イ)保育の展開に当たっては、その子どもの発達の状況や日々の状態によっては、指導計画にとらわれず、柔軟に保育したり、職員の連携体制の中で個別の関わりが十分行えるようにすること」、「(ウ)家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図りながら、適切に対応すること」、「(エ)専門機関との連携を図り、必要に応じて助言等を得ること」としている。

「保育所保育指針解説書」では、「保育所における障害のある子どもの理解と保育の展開」「個別の指導計画と支援計画」「職員相互の連携」「家庭との連携」「地域や専門機関との連携」をポイントとして挙げている。

「保育所における障害のある子どもの理解と保育の展開」としては、「一人一人の障害は様々であり、その状態も多様であることから、保育士等は、子どもが発達してきた過程や心身の状態を把握し、理解することが大切です。子どもとの関わりにおいては、個に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりの両面を大事にしながら、保育を展開してい」くことが述べられており、保育所においても、障害幼児に対する「個に応じた」支援を行う必要性が示されている。

「地域や専門機関との連携」では、「障害のある子どもの保育に当たっては、地域の専門機関と連携し適切なアドバイスを受けながら取り組んでいくことが必要になります。そのためには、保育所と専門機関とが定期的に、又は必要に応じて話し合う機会を持ち、子どものへの理解を深め、保育の取り組みの方向性について確認することが大事」だとされている。また、「保育所保育指針」の「第6章 保護者に対する支援」の「2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援」には「(4)子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること」とされており、「保育所保育指針解説書」では、関係機関として、「療育機関等の専門機関」とともに、幼稚園、小学校が示されている。

2. 幼稚園教育要領及び幼稚園教育要領解説の記述

次に、幼稚園教育要領及び幼稚園教育要領において障害児への教育について触れられている部分を概観する。

幼稚園における教育の目的は、学校教育法第22条に「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」と示されている。

この目的を達成するための具体的な手段を示すために、幼稚園教育要領が示されている。

幼稚園教育要領の変遷を見ると、1947年、当時の文部省は「保育要領—幼児教育の手びき」(文部省, 1947)を「試案」という形で示した。その後、1956年にこの「保育要領」を改

訂し、「幼稚園の保育内容について、小学校との一貫性を持たせるように」するために、「幼稚園教育要領」（文部省，1956）を示した。幼稚園教育要領は、1964 年（文部省，1964）、1989 年（文部省，1989a）、1998 年（文部省，1998）2008 年（文部科学省，2008a）と改訂されている。

障害児に対しては、1989 年に改訂された幼稚園教育要領から言及されている。その「第 3 章 指導計画作成上の留意事項」の「2 特に留意する事項」には「(5)心身に障害のある幼児の指導に当たっては、家庭及び専門機関との連携を図りながら、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促すとともに、障害の種類、程度に応じて適切に配慮すること」と示されている。また、1998 年改訂の幼稚園教育要領では、「心身に障害のある幼児」が、「障害のある幼児」と変更されている。

2008 年の改訂では、「特別支援教育」制度が開始されたことも受け、「(2)障害のある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関との連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」とされている。

2008 年版の「幼稚園教育要領解説」（文部科学省，2008b）では、上述の部分に対して、幼稚園においては、「障害のある幼児などに対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うこととなっている」としつつ、特別支援教育は「障害のある幼児の自立などに向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活上などの困難を改善又は克服するため、適切な指導又は必要な支援を行う」ものであるとしている。また、「幼稚園において障害のある幼児を指導する場合には、幼稚園教育の機能を十分生かして、幼稚園生活の場の特性と人間関係を大切に、その幼児の発達を全体的に促していくことが大切」であり、そのため「幼児の障害の種類や程度などを的確に把握し、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容・指導方法の工夫について検討」する必要があるとしている。その例示としては「弱視の幼児がぬり絵をするときには教師が近くに座るようにして声がよく聞こえるようにする」、「肢体不自由の幼児が興味や関心をもって進んで体を動かそうとする気持ちがもてるように」することを挙げている。

あわせて、幼稚園は「特別支援学校や医療・福祉などの関係機関と連携を図り、障害のある幼児の教育についての専門的な助言や援助を活用しながら、適切な指導を計画的、組織的に行うことが大切」であるとされている。

3. 特別支援学校幼稚部教育要領の記述

特別支援学校幼稚部教育要領では、どのような内容が示されているのかを、その変遷ともに概観する。

特別支援学校幼稚部教育要領は、1989 年に「盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領」（文部省，1989b）として初めて示された。これは、1989 年に改訂された幼稚園教育要領と同じ章構成となっており、「第 2 章 ねらい及び内容」では、「領域」として、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の 5 つを、幼稚園と同様に示している。そして、「ねらい、内

容及び留意事項については、幼稚園教育要領第2章に示すものに準ずるものとする」ことが述べられ、「取扱いに当たっては、幼児の心身の障害の状態等に十分配慮するものとする」ことが示されている。また、5つの領域に加えて、「養護・訓練」が領域として示され、「この領域は、幼児の心身の障害の状態を改善し、又は克服するために必要な態度や習慣などを育て、心身の調和的発達の基盤を培う観点から」示していることが述べられている。

「養護・訓練」のねらいは、「(1)疾病や損傷の状態に応じた望ましい生活習慣を身に付けようとする。(2)身近な人や物とかかわりをもち、意欲的に行動しようとする。(3)感覚やその補助的手段を活用して、環境を認知しようとする。(4)喜んで体を動かすとともに、日常生活の基本動作を身に付けようとする。(5)言葉に対して興味や関心をもち、互いの意思を伝え合おうとする」が示されており、内容的には上述の5つの領域に対応するようなものとなっている。

「第3章 指導計画作成上の留意事項」の「2 特に留意する事項」では、各障害種に対応して、「① 盲学校においては、幼児の聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用することのできる遊具や用具を創意工夫し、活発な活動が展開できるようにすること」「② 聾(ろう)学校においては、幼児の視覚、触覚及び保有する聴覚などを十分に活用して言葉を習得させ、これを用いて日常生活に必要な知識を広げたり考えたりしようとする態度を育てること」「③ 精神薄弱者を教育する養護学校においては、幼児の障害の状態に応じて必要な内容を選定し、それらを生活の自然な流れの中に位置付けるなどして、幼児の活動力を高めるようにすること」「④ 肢体不自由者を教育する養護学校においては、幼児の運動・動作の状態等に応じ、可能な限り体験的な活動を通して経験を広めるようにすること」「⑤ 病弱者を教育する養護学校においては、幼児の病弱の状態等を十分に考慮し、身体活動が負担過重とならないようにすること」が挙げられている。

「盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領」は1999年に改訂され(文部省, 1999)、「養護・訓練」が「自立活動」へと変更されている。また、2009年には「特別支援学校幼稚部教育要領」(文部科学省, 2009)とされているが、いずれも1989年のものと内容的には大きな変更点はない。

上述のように、特別支援学校幼稚部は、視覚障害、聴覚障害の幼児を対象としたものがほとんどであり、知的障害、肢体不自由、病弱の幼児を対象としたものは少ない。しかし、文部科学省は、知的障害、肢体不自由、病弱の幼児に対する教育を、特別支援学校幼稚部で担うことを想定しており、この部分を量的・質的にどう充実させていくかは大きな課題であると考えられる。

IV 特別支援学校幼稚部の課題

これまで、障害幼児に対する保育・教育の制度及び状況について、特に特別支援学校幼稚部を中心に概観してきた。

以下、これまでの検討をもとに、特別支援学校幼稚部にしばって課題を2点取り上げ、若干の考察を加える。

1. 設置校数及び在籍幼児の少なさ

上述のように、2011年度の時点で、幼稚部が設置されている特別支援学校は172校（設置率16.4%）であり、在籍幼児数は1,543人である。特別支援学校小学部が932校（分校を含む）に設置され、在籍児童数が3万6,659人であることに比べて、明らかに少ない数字である。小学部と幼稚部とでは在学期間が異なるが、小学部の在籍児童数を、幼稚部の最大3年間に比較できるようにすると、約1万8,000人となり、これでも幼稚部の在籍数は10分の1以下となる。

専門施設等に通所している障害幼児もいるため、単純に特別支援学校の幼稚部を小学部の設置数並にする必要があるとは言えないが、それにしても幼稚部を増設する必要性を考えずにはいられない数字である。

しかし、現在の特別支援学校にあらたに幼稚部を設置する余裕があるのか。土方（2012）によれば、この10年間で特別支援学校の在籍者数は3万3,521人増加（1.35倍）しているが、学校数は100校の増加（1.06倍）にすぎず、結果的に特別支援学校の過大・過密が起きている。教室不足も深刻であり、2011年5月の時点で4,561教室が不足している状況である。これは、特に知的障害を対象とする特別支援学校で顕著である。

単一の障害を対象とする特別支援学校のうち、視覚障害特別支援学校では幼稚部の設置率が69.7%、聴覚障害が93.4%であるのに対して、知的・肢体・病弱を対象とする特別支援学校では幼稚部の設置が少なく、特に知的障害特別支援学校は1.8%となっている。明らかに、知的障害を対象とする幼稚部の基本的環境整備が遅れていると考えられる。

だが、現状でも過大・過密化している知的障害特別支援学校に、新たに幼稚部を設置することは困難であろう。単純に幼稚部の設置だけを求めるのではなく、特別支援学校自体を増設することとあわせて、幼稚部の設置を進めていく必要があると考える。

また、中央教育審議会初等中等教育分科会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」の「報告」では、「特別支援学校を分校、分教室の形で、小・中・高等学校内や小・中・高等学校に隣接又は併設して設置するなど、地域バランスを考慮して、都道府県内に特別支援学校を設置していく」ことが、「基礎的環境整備」の「方策の一つとして考えられる」としている。ここには、幼稚部については言及されていないが、少子化が進む現在、通常の幼稚園に幼稚部を併設する（幼稚園の空き教室を利用する）という方向性も検討されるべきではないか。しかし、あくまでも「分校、分教室」を併設するためには「本校」が必要であり、これも幼稚部が、ある程度設置されることが前提となる。

あわせて、「報告」は、「連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要」であるとしており、幼稚園にも特別支援学級や「通級による指導」を設置できるような制度的改正が必要であろう。しかし、現状でも特別支援学級を設置することができる高等学校では、その設置が進んでいない。この要因には、高等学校に特別支援学級を設置した際の教員配置に関する基準が示されていないことがあると考えられる。「多様な学びの場」を整備するためにも、義務教育段階以外の場での、教員配置の基準を設ける必要がある。

2. 教員の専門性に関して

現在、国立大学附属特別支援学校は45校あり、知的障害のみを対象としている学校が42校となっている。しかし、そのうち幼稚部を設置しているのは3校のみである。国立大学附

属特別支援学校は、教育内容や方法に対する研究・開発を担う存在である。しかし、3校だけでは、知的障害幼児に対する教育内容や方法に関する研究を進めていくことは困難であろう。障害幼児に対する教育内容や方法をどう研究・開発していくのかに大きな課題がある。

また、知的障害特別支援学校幼稚部においては、教員の専門性という部分においても課題がある。特別支援学校幼稚部教育要領は、その内容のほとんどが通常の幼稚園教育要領と同一であり、幼稚部を担当する教員には幼児教育に関する専門性が求められるであろう。教員の専門性を、単純に教員免許を取得しているかどうかで判断することはできない。しかし、教員免許を取得しているということは、大学等における教員養成段階で一定程度は、当該分野に対して学んでいるということである。だが、現状の知的障害特別支援学校に、幼稚園教員の免許を取得している教員がどれほどいるのか。特別支援学校教員の免許を取得するためには、通常の小学校ないしは中学校の教員免許を取得する必要がある。これに加えて、幼稚園教員の免許を取得することは、大学等における教員養成段階では難しいであろう。

あわせて、一般の幼稚園教諭における障害幼児に対する専門性の養成についても課題がある。幼稚園教員の一種免許状の取得のための最低修得単位数としては、障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」は6単位にすぎない。これだけでは、幼稚園教員が教員養成段階で、障害幼児に関する十分な専門性を身につけることは難しいであろう。

「報告」では、「5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等」に「(1)教職員の専門性の確保」があり、「1 すべての教員が身に付けるべき基礎的な知識・技能」として、「すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる」としている。しかし、その対象として「児童生徒」のみが挙げられている。ここでも「幼児」は対象となっていない。しかし、障害幼児に対する教員の専門性を向上させる必要性について、教育行政は視野に入れる必要があると考える。

学校教育法第74条には、「特別支援学校においては、...幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、...幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする」とあり、幼稚園及び幼児に対する「助言又は援助」を行うことを、特別支援学校は求められているのである。特別支援学校幼稚部教育要領の「第3章 指導計画の作成に当たっての留意事項」「第2 特に留意する事項」にも「6 幼稚部の運営に当たっては、幼稚園等の要請により、障害のある幼児又は当該幼児の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により障害のある乳幼児又はその保護者に対して早期からの教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること」と述べられている。

しかし、現在の特別支援学校は、障害幼児への教育内容・方法に対して専門性を確保することはできていない状況であり、「必要な助言又は援助」を行うことは難しいのではないかと。「報告」が言う「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」のためにも、特別支援学校における障害幼児への専門性の向上は、早急に解消しなければならない課題であろう。

V まとめと今後の研究課題

以上、本稿では、就学前の障害幼児に対する保育・教育制度及び現状について、特別支援学校幼稚部を中心に概観し、就学前の障害幼児に対する保育・教育は、現状ではまだまだ不十分な状況にあること、そして特別支援学校幼稚部は特に貧困な状況であることを述べた。また、特別支援学校幼稚部における課題について若干の考察を加えた。そこでは、特別支援学校幼稚部の現状を改善するためには、単純に幼稚部の設置だけを求めるのではなく、特別支援学校自体を増設することとあわせて、幼稚部の設置を進めていく必要があること、幼稚園にも特別支援学級や「通級による指導」を設置できるような制度的改正が必要であること、義務教育段階以外の場での、教員配置の基準を設ける必要があることを指摘した。そして、現状では特別支援学校には障害幼児に対する専門性が不足しており、また一般の幼稚園教諭も専門性が不十分であり、「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」のために、特別支援学校における障害幼児への専門性の向上は、早急に解消しなければならない課題であることを指摘した。

最後に今後の研究課題を示す。まず、特別支援学校幼稚部及び保育所・幼稚園、障害幼児を対象とする専門機関が、それぞれ障害幼児の発達を保障するために、どのような特有の機能を持ち、どのような連携をつくり出していく必要があるのかを精査することである。このことで、特別支援学校幼稚部がめざす方向性が明らかになるであろう。

また、知的障害及び肢体不自由特別支援学校に幼稚部が比較的多く設置されている地域とそうでない地域の障害乳幼児への教育・療育の専門機関などの現状を探ることも必要であると考え。特別支援学校幼稚部が比較的多く設置されている地域は、療育施設などの専門機関が少ないことが推察されるが、このような関連について精査している先行研究はない。このことに加え、知的障害及び肢体不自由特別支援学校に幼稚部を設置している学校における設置の経過、幼稚部を設置している学校の地域における障害乳幼児の専門機関の設置の経過も精査する必要があるだろう。そのことで、当該地域において特別支援学校幼稚部が、障害乳幼児の教育・保育においてどのような役割を担っているのかが明らかになると考える。上述の特別支援学校幼稚部及び保育所・幼稚園、障害幼児を対象とする専門機関の連携のあり方を考える上でも、必要なことであろう。

あわせて、現在の特別支援学校幼稚部での実際の教育の実態についても精査していかなければならない。これまでの研究では、障害幼児を対象とする専門機関における療育・保育については、さまざまな研究が行われてきているが、特別支援学校幼稚部を対象としたものは少ない。特別支援学校幼稚部に在籍している幼児の具体的な姿から、実際に必要な教育内容・方法を検討することは、火急の課題である。

文 献

- 1) 中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会 (2012) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進. (最終更新日: 2012 年 12 月 8 日) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm (2012 年 9 月 2 日閲覧)
- 2) 海老原功 (2013) 障害乳幼児のための保育・療育施設. 近藤直子・白石正久・中村尚子 (編) 保育者のためのテキスト障害児保育. 全国障害者問題研究会出版部, 160-175.
- 3) 藤上真由美 (2013) 保育所における障害児保育. 近藤直子・白石正久・中村尚子 (編) 保育者のためのテキスト障害児保育. 全国障害者問題研究会出版部, 144-159.
- 4) 土方 功 (2012) 教育条件の不十分さと実践へおよぼす影響—学校・教室・教員不足の現状. みんなのねがい, 553, 22-25.
- 5) 伊勢田亮 (2003) 障害のある幼児の保育・教育とは. 伊勢田亮・倉田新・野村明洋・戸田竜也 (著) 障害のある幼児の保育・教育. 明治図書, 9-23.
- 6) 厚生労働省 (2007) 平成 17 年度知的障害児 (者) 基礎調査の概要. (最終更新日: 2011 年 12 月 28 日) <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/titeki/index.html> (2013 年 1 月 26 日閲覧)
- 7) 厚生労働省 (2008a) 平成 18 年身体障害児・者実態調査. (最終更新日: 2010 年 6 月 29 日) <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/shintai/06/index.html> (2013 年 1 月 26 日閲覧)
- 8) 厚生労働省 (2008b) 保育所保育指針—平成 20 年告示. フレーベル館.
- 9) 厚生労働省 (2008c) 保育所保育指針解説書. フレーベル館.
- 10) 厚生労働省 (2012a) 全国児童福祉主管課長会議資料. (最終更新日: 2012 年 11 月 10 日) <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000023yot-att/2r98520000023ytn.pdf> (2013 年 1 月 26 日閲覧)
- 11) 厚生労働省 (2012b) 平成 23 年社会福祉施設等の調査の概況. (最終更新日: 2012 年 10 月 31 日) <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/11/index.html> (2013 年 1 月 26 日閲覧)
- 12) 文部科学省 (2008a) 幼稚園教育要領. 教育出版.
- 13) 文部科学省 (2008b) 幼稚園教育要領解説. フレーベル館.
- 14) 文部科学省 (2009) 特別支援学校幼稚部教育要領. 海文堂出版.
- 15) 文部科学省 (2012) 平成 24 年度学校基本調査. (最終更新日: 2012 年 12 月 21 日) <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001011528> (2013 年 1 月 12 日閲覧)
- 16) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 (2012) 特別支援教育資料 (平成 23 年度). (最終更新日: 2012 年 12 月 19 日) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1322973.htm (2013 年 1 月 12 日閲覧)
- 17) 文部省 (1947) 保育要領—幼児教育の手びき. (最終更新日: 2011 年 3 月 17 日) <http://www.nier.go.jp/guideline/s22k/index.htm> (2013 年 1 月 26 日閲覧)

- 18) 文部省 (1956) 幼稚園教育要領. (最終更新日 : 2011 年 3 月 17 日)
<http://www.nier.go.jp/guideline/s31k/index.htm> (2013 年 1 月 26 日閲覧)
- 19) 文部省 (1964) 幼稚園教育要領. (最終更新日 : 2011 年 3 月 17 日)
<http://www.nier.go.jp/guideline/s38k/index.htm> (2013 年 1 月 26 日閲覧)
- 20) 文部省 (1989a) 幼稚園教育要領. (最終更新日 : 2012 年 12 月 6 日)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/old-cs/1322225.htm (2013 年 1 月 26 日閲覧)
- 21) 文部省 (1989b) 盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領. (最終更新日 : 2012 年 12 月 6 日) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/old-cs/1322575.htm (2013 年 1 月 26 日閲覧)
- 22) 文部省 (1998) 幼稚園教育要領. (最終更新日 : 2012 年 12 月 6 日)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/cs/1319940.htm (2013 年 1 月 26 日閲覧)
- 23) 文部省 (1999) 盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領. (最終更新日 : 2012 年 12 月 6 日) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/cs/1320714.htm (2013 年 1 月 26 日閲覧)
- 24) 中村尚子 (2013) 保育・療育の場の全体像. 近藤直子・白石正久・中村尚子 (編)
保育者のためのテキスト障害児保育. 全国障害者問題研究会出版部, 136-143.
- 25) 佐久間庸子・田部絢子・高橋智 (2011) 幼稚園における特別支援教育の現状—全国公立幼稚園調査からみた特別な配慮を要する幼児の実態と支援の課題. 東京学芸大学紀要総合教育科学系Ⅱ, 62, 153-173.
- 26) 渡邊健治・大伴潔・濱田豊彦・小笠原恵・田中謙 (2009) 幼稚園・保育所における特別な支援について—小1プロブレム, 幼保小連携を踏まえて. SNE ジャーナル, 15, 32-62.
- 27) 全国保育団体連絡会 (編) (2012) 保育白書 〈2012 年版〉. ちいさいなかま社.

Asian Journal of Human Services
VOL.4 April 2013

CONTENTS

ORIGINAL ARTICLES

-
- A Research Study on the Disaster Prevention and Disaster Risk Reduction
of the Rehabilitation Facilities for the Disabled..... **Keiko KITAGAWA**, et al. · 1
-
- Current Conditions and Effectiveness of the Housework Home Care Visiting Helper program in Korea.....**Sunwoo LEE** · 14
-
- Recognition of the Necessity of Practical Disaster Nursing Education
among Nursing Teachers in Japan.....**Hitomi MATSUNAGA**, et al. · 30
-
- The Relationship between Social Participation and the Health Related Quality of Life
of the Community-Dwelling Elderly in South.....**Sookkyoung BAE**, et al. · 40
-
- Inhibitory control measured using the Stroop color-word test in people
with intellectual disabilities.....**Yoshifumi IKEDA**, et al. · 54
-
- Memory Biases in Depression Investigated by the Process Dissociation Procedure
to Develop Countermeasure against Depression..... **Kyoko TAGAMI** · 62
-
- QOL-based research for laws that promotes the employment of persons with disabilities
-Analysis and examinations of using WHOQOL-..... **Haejin KWON**, et al. · 77
-

REVIEW ARTICLES

-
- Korean Rehabilitation Counseling Practice and Personnel Training.....**Hyunuk SHIN** · 88
-
- Theoretical Background of Health Related Quality of Life (HRQOL)
and Literature Reviews on its Definition.....**Aiko KOHARA**, et al. · 103
-
- Recent Research Trends in Survivor Syndrome
-After the Restructuring, the Psychology of the People who Remain in the Organization-.....**Kohei MORI**, et al. · 113
-
- Present Condition and the Subject of Infants with Disabilities Education and Childcare
- Focus to Schools for Special Needs Education Kindergarten Section-..... **Yoshio KOJIMA** · 121
-

SHORT REPORT

-
- Classification of the clinical characteristics for elderly patients with Alzheimer's-type dementia..... **Mayumi NOSE**, et al. · 137
-

ACTIVITY REPORT

-
- Analysis of the communication between volunteers and elderly people with dementia..... **Misako NOTO**, et al. · 149
-